

電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力、ガス、食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯など)に対して、3万円の現金を支給します。

支給対象となる世帯

①住民税非課税世帯

対象となる世帯には、町から「確認書」を7月上旬に送付します。必要事項を記入し、10月2日(月)までに町へご返送ください。

※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月以降の任意の1か月収入×12)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

②住民税非課税世帯(要申請)

令和5年1月2日以降に町に転入したかたがいる世帯で、課税状況を町で確認できない場合は、そのほかの世帯全員が非課税であっても「確認書」は送付されません。この場合、給付金の支給を受けるためには10月2日(月)までに申請が必要です。

給与の目安(例)

単身の場合	93万円以下
2人世帯の場合	137万8千円以下
3人世帯の場合	168万円以下
4人世帯の場合	209万7千円以下

③家計急変世帯(要申請)

令和5年1月～8月で、予期せず収入が減少し、令和5年度住民税均等割が課税されている世帯全員のそれぞれの年収見込額が、住民税非課税相当となる世帯です。給付金を希望されるかたは、10月2日(月)までに申請が必要です。

※申請書は福祉課窓口、町ホームページからダウンロードできます。

問合せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233

夏の交通事故防止運動 7/15(土)～24日(月)

自転車乗用時のヘルメット着用促進と交通事故防止

- 自転車に乗る時は、交通ルールを守りヘルメットを着用しましょう。
- 横断歩道や見通しの悪い交差点を通過する際は、直前で停止可能な速度で進行し、歩行者などがいるときはその通行を妨げないようにしましょう。

子どもと高齢者の交通事故防止

- 通学路などの危険箇所を再確認し、児童生徒の安全な通行環境を確保しましょう。
- 夕暮れ時や夜間に自転車を利用するときは、明るい色の衣服や反射材を身に付け、必ずライトを点灯しましょう。

飲酒運転の根絶

- 安全運転管理者を選任している事業所では、運転前後のアルコール有無の確認を確実にし、飲酒運転の防止に努めましょう。
- 飲酒した後もアルコールが抜けるまでは、運転をしないよう注意しましょう。

問合せ 総務課(⑩番窓口) ☎62-1231

町交通指導員の募集

警察機関や交通安全推進機関と連携して、児童や高齢者などの交通安全の確保や指導にあたっていただく交通指導員を募集します。

資格 町内に居住する満20歳以上65歳未満のかたで、健康で交通安全に熱意のあるかた(男女問わず)

任期 2年間(再任可)

報酬 ①年額 10,000円
②交通指導員業務 6,600円/1回

その他 制服など、活動に必要な物品は貸与します。

問合せ 総務課(⑩番窓口) ☎62-1231